

# 予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和元年12月18日（水曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時04分
再 開	午前10時19分
休 憩	午前10時39分
再 開	午前10時53分
休 憩	午前11時15分
再 開	午前11時35分
閉 会	午後 0時06分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	押 田 大 祐
分科会副会長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	小 西 直 樹
//	堀 江 かず代

委 員	村 上 和 久
//	村 家 博
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【消防局】

局長	戸川 治朗
局次長	相澤 充則
総務課長	河部 勝巳
予防課長	藤井 勉
警防課長	原野 理
通信指令課長	石井 誠
総務課主幹（総務企画・調整担当）	井原 毅

### 【上下水道局】

局長	黒田 和幸
局次長	伊東 繁
局次長（技術担当）	山崎 耕一
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	井上 剛秀
料金課長	横井 浩伸
給排水サービス課長	五十嵐 進
水道課長	山崎 明彦
上下水道施設管理センター所長	田辺 茂樹
東上下水道サービスセンター所長	五十嵐 健治
西上下水道サービスセンター所長	深川 俊二
流杉浄水場長	福澤 幸二
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
経営企画課主幹（調整担当）	高波 宏明
下水道課主幹	沖村 一

### 【活力都市創造部】

部長	前田 一士
理事（活力都市創造担当）	後藤 衛
部次長	大沢 一貴
部次長（技術担当）	中村 雅也
参事（建築指導担当）	栗島 正憲
参事（都市計画課長）	狩野 雅人
活力都市推進課長	金山 英樹
交通政策課長	村井 真哉
建築指導課長	佐藤 英子
富山駅周辺地区整備課長	山崎 哲志
路面電車推進課長	高田 秀昭
中心市街地活性化推進課長	小善 誠
都市再生整備課長	守山 裕一
居住対策課長	高森 隆
活力都市推進課主幹（調整担当）	桜井 光王

## 【建設部】

部長	中田 信夫
建設技術統括監	植野 芳彦
部次長	舟田 安浩
部次長（技術担当）	山元 政彦
土木事務所長	高松 信太郎
参事（営繕担当）	永川 武
参事（建設政策課長）	笹岡 覚
参事（河川課長）	酒井 正道
参事（橋りょう保全対策課長）	深山 隆
参事（土木事務所建設課長）	渡辺 政司
道路整備課長	奥田 孝治
道路管理課長	増山 和弘
公園緑地課長	村田 友康
防災対策課長	高柳 誠
市営住宅課長	片山 建
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	野上 一成
建設政策課主幹（調整担当）	竹内 宗健

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	本田 宏之
議事調査課主任	河原 絢加

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、令和元年12月定例会の予算決算委員会建設分科会を開会いたします。審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、五本委員、岡部委員を指名いたします。審査に入る前に、私のほうから2点、委員の皆様申し上げます。

まず1点目として、委員会・分科会での質疑の際に、議案の内容と直接関係のない質疑を繰り返すケースが見受けられます。質疑は、あくまでも議題となっている事件について賛否等の決定が可能となるよう、不明確な点について説明や意見をたずためのものであります。

このことから、質疑については議案に直接関係のある内容で、かつ簡潔・明瞭に行われるようお願いいたします。

2点目として、委員会の中で行うべき質疑を分科会で発言するケースや、分科会の中で行うべき質疑を委員会で発言するケースが見受けられます。

このことから、委員会・分科会の役割や議案の内容を十分に理解した上で質疑を行われるようお願いいたします。

以上であります。

委員の皆様には御協力をお願いいたします。  
それでは、審査に入ります。

当分科会に送付されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります分科会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆様には申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。これより、消防局所管分の議案の審査を行います。

議案第148号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第9款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

消防局長           〔挨拶〕

総務課長           〔議案説明資料により説明〕

分科会長           それでは、これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長        ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第148号中消防局所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長        意見の表明なしと認めます。  
以上で、建設分科会消防局所管分を終了いたします。

午前10時04分 休憩

~~~~~

午前10時19分 再開

分科会長        これより、建設分科会上下水道局所管分の議案の審査を行います。  
議案第154号 令和元年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長    〔挨拶〕

上下水道局次長  〔議案説明資料により説明〕

分科会長 次長に確認させていただきたいのですが、配水施設費で、企業債で1億3,820万円、その他のところでお幾らというふうに言われましたでしょうか。私の聞き違いかもしれませんが。

上下水道局次長 2億9,180万円です。

分科会長 ちょっとおかしいのではないかなと思いますが。

上下水道局次長 配水管撤去工事委託費を足したものです。配水施設費ということであれば、2億6,380万円です。

分科会長 合算ということですね。

上下水道局次長 はい。

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

尾上委員 今ほど債務負担行為ということで御説明いただいたわけなのですが、「他事業者（西日本旅客鉄道（株））との調整による早期の実施」と記載されているのですが、早期に

実施しなければならない理由は何かあるのですか。

水道課長

お手元の議案説明資料の3ページに実際に撤去する箇所の写真と工程表を添付させていただいておりますが、写真をごらんになればわかるとおり、今現在JR猪谷駅の構内に、既に廃止となっている水道管が空中に添架されているという状態で存在しています。それを撤去するに当たりまして、JRの軌道内であるということから、軌道法あるいは鉄道事業法等の制限を受けます。1日にできる作業は、夜中の3時間程度ということになりますけれども、そういったさまざまな法律上の問題から、今回の撤去工事はJR西日本に委託を行うということです。JR西日本のほうで撤去作業をやっていただくという予定にしております。

その撤去にかかる日数、工程が全体で14カ月必要となり、今回、債務負担行為を設定させていただいて、今年度中に協定を結ぶ必要があるということです。

尾上委員

言ってみたら、JRの状況は何ら変わりなくて、いつでもできるわけではないですか。長い期間がかかるというのはわかるのですけれ

ども、例えば、今ここが、たまたまJRがとまるものだから早急にできるとかということではなくて、それがことしでも来年でも再来年でも一言い方は変かもしれませんが、JRに委託すればいつでもできるのです。これをこの時期にやらなければならないというのは、やはり廃止になった配水管の老朽化が進んでいて、万が一折れて落ちたりしてJRに迷惑をかけたら困るなというようなことも中にはあるという理解でよろしいですか。

水道課長

今ほどおっしゃったとおりで、写真に添付しております配水管は、既に平成13年に用途を終えております。正味18年間、水道は供給しておらず、別の新たなルートで供給ができる体制は構築されています。

平成29年度から廃止に向けた協議をJRと進めておりまして、JRも新幹線の工事等、JR自体でさまざまな工事を抱えておられる中で、今回、令和2年度に撤去する工程で、作業部隊を含めて確保していただけるということで、今回の債務負担行為の設定になっているという状況です。

尾上委員

素人考えで大変申しわけないのですが、これは十分調整してこれだけの期間がかかる

ということになっているのだと思うのですが、確かに夜中に3時間程度しか作業ができないということはわからないでもないのですけれども、このくらいの管を撤去するのに大変時間がかかるなというイメージが僕にはあるのです。これは、ほかにも何か理由があるのですか。単純に1日にできる作業時間が短いからという、それだけなのですか。

水道課長

議案説明資料3ページの工程表に記載しておりますとおり、実際に現地で準備から撤去工事までを行う期間というのは実質7カ月程度で、その前のJR自身の準備あるいは富山市上下水道局との協定、清算等の作業を含めて14カ月必要だという協議結果から、今回債務負担行為の設定をさせていただいているもので、工事そのものが14カ月必要だということでは決してありません。

あと、通常、日中はJRが電車を走らせなければならないということなので、毎日、撤去するための全ての資機材を一旦片づけ、次の日また組み立てて一部撤去するということを順次繰り返していかれるので、どうしても7カ月という工程は必要になってくるという協議結果を受けて、今回の工事期間を設定させていただいているということです。

尾上委員

安全にやるということが大前提であって、JRの軌道上にあるということなので、なおのこと、その辺は慎重にやらなければならないというところはあるのでしょうけれども、契約期間を除いてでも7カ月というのは、大変長いなというイメージはあるのです。

安全にやらなければならないということで、必要なら仕方ないのでしょうけれども、またその辺も考えながらやっていただければいいかなと思っています。

竹田委員

同じく、債務負担行為を設定している目的の②に「他事業者（日本海ガス（株））との共同施工による工事費の抑制」とございますが、日本海ガスはどのような工事を行うのか、お伺いいたします。

水道課長

先ほど次長が説明しましたとおり、今回、図面番号②から④までの計2.8キロメートルで債務負担行為を設定して、日本海ガスとの共同施工を予定しておりますが、令和2年度に、まずは老朽水道管の更新を予定しているうち、例えばいわゆる宅地造成等によって、日本海ガスのガス管と水道管が同時に施工されている、そういった団地のガス管の更新工事を水道管の老朽管更新工事とあわせて実施

するということがあり、日本海ガスが行う工事は、日本海ガスの老朽ガス管の更新工事ということになります。それと老朽水道管の更新工事を同時にあわせて行うための工事となっております。

竹田委員

それでは、議案説明資料1ページに工事予定箇所一覧表がありますが、日本海ガスとの共同施工となる工事は、図面番号②の窪新町、同じく③の岩瀬諏訪町、④の岩瀬古志町の3カ所ではありますが、これによって工事費の抑制効果はどの程度あるのか、お伺いいたします。

水道課長

水道管とガス管の布設工事を行った後には、原形復旧するための舗装復旧が道路管理者からの占用条件となっております。

この舗装復旧を、簡単に言えば、日本海ガスと上下水道局で折半して、半分ずつ舗装復旧工事を行うことにより、今回3カ所、計2.8キロメートルの布設がえによる本復旧工事約9,800万円を見込んでおりますが、そのうちの半額に当たる4,900万円の工事費の抑制が図られるというふうに試算しております。

竹田委員 今ほど4, 900万円ぐらいの抑制が図られるという説明がありましたが、それ以外の図面番号⑤から⑨までについての債務負担行為を設定する理由についてお伺いいたします。

水道課長 今ほど委員がおっしゃった⑤から⑨までの5カ所につきましては、いずれも小学校や中学校、高校といった公共施設の前、あるいはその近隣の水道工事を行った後の舗装復旧工事ということになりますが、工事に先立って、地元あるいは今ほど申し上げた小学校や中学校等への説明の際に、入学式や卒業式等の学校の大きな行事、地元の大きな行事の前に舗装復旧工事まで完了してほしいということを地元のほうから要望として承っておりまして、それに伴って早期に本復旧工事を完了させるために債務負担行為を設定させていただいているというものです。

竹田委員 よくわかりました。  
この先、ガス会社などとの共同施工が可能な箇所は、ある程度限定されてくると思いますが、今後も同程度の債務負担行為が設定されることになるのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

水道課長

今ほどの御質問で、今年度施工させていただく日本海ガスとの共同施工といわれるものについては、将来継続して実施できるか非常に不透明ですけれども、水道管の工事費そのものの抑制を目的とした共同施工は、日本海ガス以外にも、富山市でいえば、例えば道路拡幅に伴った水道管の布設がえ工事、あるいは同じ上下水道局内であっても下水道課が実施する下水道工事などと足並みをそろえて共同施工することによって、全体の工事費用の抑制もできる限り図りながら、水道管の老朽管工事を実施してきている部分もあります。

それに伴って、全体の工程、必要な工程を確保するといった観点から、水道管工事の債務負担行為の設定をしていくということは今後も可能性としてあると思いますので、そういった意味で、全体の工事費用の抑制と工事の期間の確保を目的とした債務負担行為の設定は、今後も引き続き実施していくという見通しになると思います。

竹田委員

共同施工による工事費の抑制は大事なことでございますし、適正な工事期間を確保するために、適切に債務負担行為を設定することも重要なことだと思えます。引き続き御尽力をお願いします。

尾上委員

関連でお伺いします。

今ほどの説明ですと、舗装の本復旧工事費のみが折半で、大体半分になりますよというふうな説明だったのですけれども、例えば似たような場所に埋まっている管を取りかえるのに、共同で管を出すまでの穴を掘ることは、折半とか工事費の削減につなげるということにはならないのですか。

水道課長

まず、既に整備されている水道管あるいはガス管と、今後老朽化したものを布設がえするといった場合、道路法施行令で、水道、ガス、あるいは下水といわれるものは、それぞれ埋設する位置が定められています。

簡単に言うと、水道とガスの例で言えば、常に道路の真逆のところにあるという状況が制度上決められております。当然それぞれの管理上の問題もありますし、特に日本海ガスの場合は目に見えるものではないということでおいをつけておられるといった部分もあって、埋設位置が決められているものですから、おっしゃるように、同時に掘って水道管もガス管も入れることで工事費を抑制するというような施工が可能かと言われると、物理的に不可能ということになるので、その中で最大限の工夫をしているということです。

尾上委員

すみません、その辺のことを知らなかったの  
で。だったら、言い方は悪いですけども、  
自分の範疇だけ掘って本復旧するのと、何と  
なく折半するという意味が合わないような気  
がするのです。広範囲に舗装しなくても、自  
分の掘った範囲というような感覚が一般市民  
にはあるのかなというふうに思うのですけれ  
ども、そこら辺の兼合いはどうなっているの  
ですか。

水道課長

今回債務負担行為を設定するのは、集合住宅、  
団地等の場合というふうに先ほど説明の中で  
申し上げたと思うのですけれども、水道管本  
管だけを更新する場合は、おっしゃるような  
考え方は生まれると思うのですが、水道の場  
合は水道管からそれぞれのお客さんに供給す  
るためにメーターまでの給水管、日本海ガス  
も同様に都市ガスを供給するための管があり  
ます。ということで、団地内に本管以外に横  
断的に水道、ガスがそれぞれ布設がえ工事が  
発生するので、ほぼ舗装幅員全面をどこかの  
部分で掘削していると。それに伴って、舗装  
本復旧は全てしなければならないという条件  
におのずとになってまいります。それに伴って  
半分、折半をするというのが考え方にあると  
いうことになります。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結します。

これより、議案第154号の意見の表明を行います。

意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、建設分科会上下水道局所管分を終了いたします。

午前10時39分 休憩

~~~~~

午前10時53分 再開

分科会長 これより、建設分科会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第148号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、活力都市創造部所管分、第3条繰越明許費の補正中、第8款

土木費  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長 〔挨拶〕

活力都市創造部次長 〔議案第148号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
人件費補正予算（案）について、  
議案説明資料により説明〕

中心市街地 〔議案第148号中  
活性化推進課長 グラウンドプラザ大型表示装置更新について、  
議案説明資料により説明〕

富山駅周辺 〔議案第148号中  
地区整備課長 富山駅周辺公共交通等情報案内システム改修  
事業について、  
議案説明資料により説明〕

活力都市創造部次長 〔議案第148号中  
線越明許費について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

岡部委員

グラントプラザの大型表示装置について、何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず、委託料9,500万円という大変大きな額であります。これは補正の内容としては、既存の大型表示装置の撤去及び廃棄と、それから設置及びセットアップということが書いてあります。

それが1つとして、もう1つは、議案説明資料4ページの7に利用状況が記載されております。先ほども説明があったのですけれども、減免前ということですから、これよりさらに低い額の収入になろうというふうに思いますが、3年間で平均すれば、毎年100件に満たない数、90件をちょっと切るぐらいということで、利用料金収入も100万円ほどということになるわけで、言ってみれば、12年かかっても1,200万円ぐらいにしかならないと。

これを9,500万円をかけて改修するということがいいのかどうかということが1つあります。少し調べたところ、富山では唯一の街頭大型ビジョンであるということなのですが、この利用料金の設定というのは、類似の施設一県外も含めて、妥当な金額なのかどうか、そこを聞きたいのでお願いします。

中心市街地  
活性化推進課長 現在のグランドプラザの大型ビジョンの利用料は1日1万2,000円です。こちらは税別になりますが、平成19年の供給開始時に電気料金や保守料金などを考慮の上、グランドプラザ活用委員会の中で設定されたものでございます。

近隣施設の類似設備の1日の利用料につきましては、それぞれ税別の料金になりますが、富山市内では、市総合体育館の4面スクリーンが1万6,000円、大型ビジョンが7,000円、他自治体ではグランドプラザと類似しました福井市の全天候型の屋根つき広場ハピテラスの大型映像装置が1万3,636円となっており、現在の大型ビジョンの利用料は妥当であると考えております。

岡部委員 今、妥当という話があったのですけれども、グランドプラザは借りたとき、1日分の料金ということになるわけでしょう。

中心市街地  
活性化推進課長 1日分もございますし、あとは午前、午後というような形で分けた利用料というものもございます。

岡部委員 では、1回につき1万2,000円ということと理解していいのですか。

中心市街地 はい、そのとおりでございます。  
活性化推進課長

岡部委員 市総合体育館の話をされたのですけれども、これは2時間の利用料金なのですね。値段設定が2時間につきということですから、グラウンドプラザでも時間設定を考えてもいいのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

中心市街地 グラウンドプラザにつきましては、グラウンドプラザ自体の使用にあわせてビジョンのほうも借りていただくような形になっておりますので、グラウンドプラザ自体を半日なり1日借りておられる方に関しては、ビジョンだけを時間設定にすることはできないのかなというふうに思います。

岡部委員 利用される側は、体育館もグラウンドプラザも同じような利用の仕方だと思うので、同じような設定にすれば非常にわかりよいのではないかと、時間設定のほうがわかりやすいかなというふうに思っています。これは要望ということでございます。  
あと、1億円近い費用がかかるということなのですけれども、費用対効果としてはどのよ

うに考えているかだけ聞かせてください。

中心市街地  
活性化推進課長

グランドプラザにつきましては、平成19年のオープン以来、市民の憩いの場として親しまれているとともに、毎週末を中心にさまざまなイベントが開催され、まちなかのにぎわい拠点となっております。

これまでの利用状況につきましても、平成30年度の稼働率は92.9%となっております。グランドプラザを気軽に幅広く利用していただいているとともに、この広場を身近に感じ、市民が集うよい機会となっているところであると考えております。

開催されるイベントでは、大型ビジョンの活用を中心とした内容になっているものも多く、大型ビジョンが中心市街地のにぎわい創出一役買っているものと考えておりますので、そういった面から費用対効果はあるのではないかなというふうに考えております。

岡部委員

実は昨日、どんな状態かも含めて私ちょっと見てきました。

上から見ていたのですけれども、エコリンクで子どもたちが何人かずっと滑っておられて、時折、コマーシャルが流れたりしていると思います。そのコマーシャルについては、特に

収益になっているかも知って一せっかく新しくするので、何か新たな活用方法などを含めて検討されているのかどうか、お聞かせください。

中心市街地  
活性化推進課長

10月に開催いたしましたラグビーのワールドカップのパブリックビューイングのときなのですけれども、観戦された方々からは、得点や時間が読みにくい、画像が粗くて見えにくいといった御意見をいただいております。更新いたします大型ビジョンは、現在の大型ビジョンより高画質なものを導入する予定としておりまして、今後、パブリックビューイングのようなイベントが開催される場合には、そういった見えにくいといったストレスを感じることなくお楽しみいただけるものと考えております。

また、大型ビジョン更新の際に実施いたしますプロポーザルでは、提案事業者から大型ビジョンの新たな活用策を御提案いただくことも考えておりまして、これまでにない斬新な活用策が提案されることを期待しているところであります。

岡部委員

ぜひ新たな活用方法を開発していただくことをお願いしておきたいと思っております。

ちょっと補足させていただきますが、グランドプラザにつきましては、市の公の施設ではございますけれども、指定管理者制度を導入しております。指定管理者は富山市民プラザとなっております。昨年度まではまちづくりとやまが指定管理者でございましたが、4月から合併に伴いまして富山市民プラザがやっております。エコリンク事業とかグランドプラザを使っただけの自主事業なども展開しております。

それから、この利用料金は、市民プラザの収入にしております。つまり市民プラザのいろいろな努力によって、そこを使っただけでももらうほど市民プラザに利用料金が入るといような仕組みです。今ほど中心市街地活性化推進課長が申しましたように、額は条例で上限が1万2,000円、消費税を含めると1万3,200円となっておりますが、営業努力といいますか、いろいろな使い方を自由に発想することによって、市民プラザにとってもそれだけの料金が入るといような仕組みをとっておりますので、この運営につきましては、もっと活性化して、グランドプラザなり、大型表示装置の使い方ということにつきましても、市民プラザとまた連携して、より多くの方に使っていただけるよう、検討し

ていきたいと思っております。

竹田委員 今のテーマに引き続いてですが、このグラウンドプラザ大型表示装置の更新のスケジュールについて伺います。

中心市街地  
活性化推進課長 スケジュールにつきましては、議会の承認をいただいてからになります。来年1月上旬に公募を開始しまして、2月上旬にプロポーザルにより業者が決定いたします。

6,000万円を超える財産取得になると思いますので、3月議会において財産取得の議決をいただいてから本契約を行いまして、その後、パネル製造、機器類の調達を行います。

6月下旬ごろに旧機器の撤去及び新機器を設置いたしまして、7月上旬には機器類のテスト、7月中旬ごろに完了検査を行い、引渡しの予定となっております。引渡しの時期につきましても、7月中旬ごろになる予定としております。

竹田委員 今の答弁の中で、もう既に大型表示装置そのものの金額については6,000万円を超えるというような御説明でしたね。

それでまた3月議会で議決ということでしたので、いずれにしても了解いたしま

した。グランドプラザはまちなかのにぎわいの核でございますので、適正に進めていただくようお願いいたします。

小西委員            ちょっと議論が戻るようではございますけれども、現在あるものの12年前の価格はお幾らだったのかということと、先ほどは高画質と言われましたけれども、既設のものと今度の新しいものの大きさや仕様については、変更などはあるのでしょうか。

中心市街地  
活性化推進課長    現在のグランドプラザのビジョンにつきましては、あくまでも概算の数字になりますけれども、約1億3,300万円余りの金額になっております。

画素数につきましては、現在のビジョンにつきましては約8万3,000画素になっております。今回御提案される業者によりまして、100万画素を超える画素数になるのかなと思いますので、そういった面では鮮明な画像になるのかなというふうに考えております。

村上委員            現在のものは当然経年劣化でたびたび一議案説明資料にふぐあいの状況が書いてありますが、現在、ふぐあいが生じてから修理までど

れぐらいでしていただいているのか。また、新しいものになった場合にふぐあいを発見したとき、修理まで何日以内にしてくれというような契約はされるのか。それは当然したほうがいいと思うのですが、そのあたりはどうなっていますか。

中心市街地  
活性化推進課長 現在のふぐあいの回数ということですか。

村上委員 つまりふぐあいが発生してから市民の方々が見えづらいという期間をできるだけ短くしたいわけですよ。その期間をどれぐらいと契約しているのか、すぐに直してくれるのか。新しい装置の場合にも、当然ふぐあいが出てきたら何日以内に直しなさいというような契約をしなければならないと思うのですが、そのあたりはどうなっていますかと聞いているのです。

中心市街地  
活性化推進課長 そちらのほうにつきましては、まずグラウンドプラザを利用されるお客さまの予約みたいなものが入っておりますので、そういった予約を避けて、恐らく平日の最短の時期に修繕をしていただくような形で今、予定しております。

8月にもふぐあいが生じたので、その後、9月の最初の平日になるのですけれども、あいている日を見まして、早急に修繕をしたところであります。

活力都市創造部長 村上委員がおっしゃいました契約内容につきましてはいろいろ未定でございますが、実はこのものにつきましては競争入札ではなくてプロポーザルを予定しております。

なぜかと言いますと、入札だけと言われればその価格だけになりますけれども、プロポーザルによりまして、例えば何かふぐあいが発生したときの修理体制であるとか、改善するまでの日数、それからその後のアフターケア、あるいはこれを使ってどのような機能が拡充できるかとか、いろいろなアイデアも含めて総合的に評価をした上で業者を選定したいというふうに考えておりまして、今ほどおっしゃった趣旨などにつきましても、そのプロポーザルの審査の中で十分見きわめていきたいというふうに考えております。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第148号中活力都市創造部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           意見の表明なしと認めます。  
以上で、建設分科会活力都市創造部所管分を終了いたします。

午前11時15分 休憩

~~~~~

午前11時35分 再開

分科会長           これより、建設分科会建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第148号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、建設部所管分、第4条債務負担行為の補正中、建設部所管分を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部長           〔挨拶〕

建設部次長 〔議案第148号中  
建設部所管分の概要について、  
人件費補正について、  
債務負担行為補正について、  
議案説明資料により説明〕

防災対策課長 〔議案第148号中  
防災事務事業について、  
議案説明資料により説明〕

河川課長 〔議案第148号中  
浸水対策事業について、  
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第148号中  
公園整備事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

岡部委員 まず最初に、防災事務費のことで何点かお伺いします。  
これは、長野市へ支援した分の補充分ということではないですか。

防災対策課長 委員がおっしゃるとおりです。

岡部委員 実は、私も町内の防災の担当をしておりまして、何回かは防災訓練をして、必要ではないかもしれないけれども、町内でも備蓄をしています。訓練のときに参加賞として古くなったものを配布しているのですけれども、保存食の御飯の値段を見て、とても高いなというふうに思ったのですが、購入品の決定について、どういう選定の仕方をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

防災対策課長 本市では、備蓄用の御飯類につきましては、これまで5年間保存が可能なフリーズドライのものを購入してまいりましたが、昨年度から7年間保存可能なレトルトタイプのものの備蓄を進めております。

この商品は、保存期間が7年と長く、フリーズドライやほかのレトルトタイプのものと違いまして、水やお湯の必要もなく調理が不要なことから、そのまま食べられるということが大きな特徴でございます。その上、エネルギーや栄養価も考えられており、アレルギーにも対応しているという商品でございます。

このことから、通常のフリーズドライやレトルトの商品より価格が高く設定されているわ

けでございます。

なお、今回の支援につきましては、長野市が被災した当初、断水や停電の情報が報じられていたこともございまして、この状況下ではこのレトルトタイプの御飯が非常食として最適であるというふうに考え、提供したものでございます。

岡部委員

わかりました。

分科会長、今回の補正予算の購入品とはちょっと別のことを聞いてもいいですか。

分科会長

購入品に関することですよね。

岡部委員

関連です。

聞きたいのは、1週間ほど前の話だったので、皆さんも記憶に新しいと思うのですが、防災備蓄のおむつの転売というニュースが出ておりました。これは、品川区が業者に廃棄を委託したのですが、その紙おむつが通販サイトに載っていたということで大変な問題になっているわけです。本市で使用期限が近づいた備蓄の紙おむつ等があるそうなのですが、それ以外も含めて、そういうものの廃棄の問題なども含めて、取扱いについてどのようにしているか、お聞かせください。

防災対策課長 まず、紙おむつの使用期限につきましては、メーカー側では適切な保管状態で未開封であれば概ね3年というふうに言っております。本市では、紙おむつの備蓄を平成25年度から始めておりまして、3年以上経過したのも当然あるのですが、現時点では廃棄しておらず、期限内のものとは分けて保管している状況であります。今後、ある程度まとめて廃棄する予定としておりますが、その際には、新聞報道にあったようなことにはならないように、適正に処分するよう業者側へしっかりと伝えてまいりたいというふうに考えております。

岡部委員 わかりました。まとめてやると余計に危険なものですから、なるべくまとまらないように、ある程度見ながら、活用できれば市から活用するようなことをお願いしたいと思います。

村家委員 浸水対策事業費の河川の洪水ハザードマップ学習啓発用動画作成事業のDVDに収録する内容はどのようなものになるのか、もう少し詳しくお願いします。

河川課長 見直しを進めています洪水ハザードマップの改定に合わせて、住民の方々の立場に沿

って学習啓発を図ることを目的として動画を作成します。その内容としましては、近年、全国的な気象状況から、本市でも重大な洪水がいつ発生してもおかしくないということ踏まえまして、住民の方々に、どのような方法で情報を受け、どのような避難行動をとって、そしてどの場所に避難していただくか。また、避難情報が出たときには、速やかに避難行動がとれるための事前学習やその必要性について、洪水ハザードマップの内容をわかりやすく説明し、まずはマップを見ていただく。そして、その内容を理解していただくための動画を作成したいというふうに考えております。

村家委員 次に、河川水位監視システムの水位計等について、今後の整備計画はあるのかどうか、お伺いします。

河川課長 今回、補正予算案で計上していますが、準用河川における水位情報及び降雨情報を得るための水位計と雨量計の設置につきましては、本市のスマートシティ推進基盤のプラットフォームに水位情報、降雨情報を含めまして、汎用機能のダッシュボードで情報内容の確認までが可能としております。今回の補正では

ここまでをやることにしています。

その後、一般の市民の方々に公開する情報につきましては、来年度、市のホームページで閲覧できるよう、降雨や水位の状況に合わせた情報の配信、更新方法などを考慮した情報の見せ方について検討し、作成するための予算を要求したいというふうに考えております。順調に進めば、再来年度から一般の市民の方への公開が可能というふうに考えております。また、水位計の設置場所等の追加につきましても、今回設置する水位計のデータや発信情報の有効性を検証して、それを踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

村家委員

今回、4河川が対象になっておりますが、河川の選定に当たっての条件は何かありますか。

河川課長

今回設置を予定している箇所につきましては、準用河川や準用河川の水位上昇が影響する排水路において、過去、溢水が発生して、比較的その頻度が高い場所に設置するというところで計画しております。

村家委員

一般質問の答弁で、新しい洪水ハザードマップの主な改定点を幾つか挙げておられました。が、具体的にはどのような内容なのか、お伺

いします。

河川課長

主な点としましては、想定区域を定める降雨の変更ということで、洪水浸水想定区域の拡大と浸水深が深くなるということが1点目です。2点目としまして、生命・身体に直接影響のある「早期の立退き避難が必要な区域」の設定、3点目としまして、避難場所の見直し、4点目としまして、自動車による長距離避難を見込むということ、5点目としまして、色覚障害のある方に配慮した色彩の使用ということを御説明しております。

まず1点目の想定区域を定める降雨の変更に伴いまして、洪水浸水想定区域が、現在の洪水ハザードマップの計画規模の場合、約143平方キロメートルの浸水に対しまして、想定し得る最大降雨では、約198平方キロメートルで、約55平方キロメートル拡大します。

避難の対象となる人口につきましても、現在の計画規模の場合の約30万人に対しまして、想定し得る最大規模では約35万人ということで、5万人増えます。

また、浸水深につきましても、居住区域の最大深で、現在の計画規模では、5メートルから10メートルまでの浸水は、一部地区だけ

だったものが、複数の地区に発生するおそれがあるということで、非常に厳しい浸水状況になるということになります。

次の2点目の「早期の立退き避難が必要な区域」につきましては、小西委員の本会議での一般質問に対する答弁でも申しましたとおり、想定し得る最大規模の降雨により発生した氾濫流及び河岸侵食により家屋が倒壊するおそれがあるなど、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性のある区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し、市民の皆様には早い段階で避難開始を検討していただく区域とすることを予定しております。

3点目の避難場所の見直しにつきましては、現在指定しています一部の避難場所につきましては、利用が不可能となります。これは、想定される最大規模では最上階まで浸水が見込まれる避難場所があるということで、そういう場所につきましては指定を解除することです。

また、河岸侵食などによって家屋倒壊するおそれがある避難場所についても指定を解除しているということになります。

あと、小学校の体育館も避難場所に指定していましたが、そういう体育館も浸水するおそれがあることから、校舎での垂直避難をする

というような見直しをしております。

4点目の自動車による長距離避難を見込むということにつきましては、原則、徒歩による避難というこれまでの考え方を残しつつ、非常に厳しい浸水状況が想定され、徒歩圏内の避難場所では収容能力が不足する地域が複数見込まれることから、車の渋滞による避難の遅れや緊急車両の通行の妨げ、また道路冠水等の危険箇所の通行など、自動車避難に伴うリスクや注意、情報をハザードマップに掲載して、しっかりリスクを理解していただいた上で、早い段階での避難開始を促していきます。

5点目の色覚障害のある方への配慮につきましては、国から出されました水害ハザードマップ作成の手引きに基づきまして、カラーモデルの配色値による配色、あと、表示方法につきましては、色覚障害のある方に配慮した仕様にしたいというふうに考えています。

小西委員

議案説明資料2ページですけれども、河川課の職員が、12名から9名になったということで、3名も減員されているのです。一般質問などでも、特に洪水など、河川に関する問題は市民も非常に高い関心を持っておられますし、いろいろな問題があるのだというふう

に思います。高度な技術も必要だと思うのですが、すけれども、なぜ河川課の職員が3人も減らされているのか、質問いたします。

建設部次長 昨年度は河川課ができる前の体制でございまして、河川にかかわる事業は実は建設政策課と道路河川整備課の2課でやっておりました。新しく河川課ができて、ハザードマップ以外の業務を河川課でやっております。ハザードマップの関係は建設政策課でやっているということで、人数から言いますと—これは現計予算での人事異動もはっきりしていないときの人数を挙げておりますので、多少は誤差はありますけれども、大体2名の減というふうになっています。

業務的には、今申し上げましたように、洪水ハザードマップの業務は建設政策課でやっておりますので、ここの表示では人数が減っていますが、業務自体は課をまたいで支障なくされておりますので、その辺はきちんと進めているということでもあります。

小西委員 手抜かりのないように、また技術の蓄えもぜひともよろしくお願ひしたいと。市民の不安をなくすために頑張っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

竹田委員 公園整備事業について伺います。  
橋梁設計業務において、土質調査業務が追加  
となっておりますが、その経緯についてもう  
少し詳細に説明していただけますか。

公園緑地課長 この連絡橋におきましては、橋梁の専門家  
である学識経験者を交えて構造に関する検討を  
進めているところでございます。  
橋梁をかける予定位置が呉羽丘陵の複雑な地  
質で構成されている場所であることや、橋梁  
形式がつり橋という特殊構造である点から、  
当初、想定していた横断歩道橋相当ではなく、  
道路橋相当の高い信頼性を有する必要がある  
と判断されたため、当初想定していた地質調  
査手法より精度の高い手法を用いる必要性が  
あると判断し、これに係る費用の増額をお願  
いするものでございます。

竹田委員 それでは、この連絡橋の橋梁と広場について  
設計中であると聞いておりますが、現在の進  
捗状況はどうなっておりますでしょうか。

公園緑地課長 橋梁の設計につきましては、7月12日に業  
者と業務委託の契約をいたしましたところで、  
9月11日と11月20日に部会を開催して、  
橋梁設計を進めているところでございます。

広場につきましては、8月23日に同じく業者と業務委託の契約をいたしましたところで、9月26日と12月17日に部会を開催して、基本計画を進めているところでございます。

竹田委員           そうすると、この連絡橋が最終的に完成する時期はいつなのでございましょうか。

公園緑地課長       今現在、設計を進めているところで、その後、用地買収などがありますので、遅滞なく進めていきたいと考えているところでございます。

竹田委員           この議案説明資料によりますと、物件移転補償算定業務430万円と計上されており、この対象物が墓地であるということになっておりますが、墓地の算定というのはどのような内容のものを行うのかお尋ねします。

公園緑地課長       この物件移転補償算定の内容といたしましては、現状の墓を別の場所に移設する費用を算出するものでございまして、算定に当たりましては、公共事業に必要な土地等の取得に伴う損失補償を算定するために一般的に使われております用地対策連絡協議会の基準を用いて算出するものでございます。

竹田委員

最後になりますが、この連絡橋につきまして、歩道橋タイプから橋梁形式に変わったということで、先ほど建設ということについては遅滞なく進めるという答弁があったばかりですので、ちょっとお答えは無理かと思うのですが、当初の想定よりも何となく建設予算が増額になるのかなと、私の感覚ではそう思うのです。そういう見通しについて、まだまだお話しできないということであれば別にいいのですが、専門家の立場でどういう見通しを持っておられますか。

建設部次長

先ほど公園緑地課長が言いましたように、今現在、基本設計をしている最中です。3月末までには詳細設計が上がりますので、その時点で事業費等が確定してくると思っております。

もう一つ、今検討委員会の中で、つり橋形式ということが決まって算出をしているわけですが、ほかの橋梁形式であっても、あくまでも概算でございますけれども、それほど大きな差は出ないというふうに思っております。先ほど公園緑地課長が申し上げましたように、呉羽丘陵は大変土質が悪うございまして、基礎をしっかりとつくらなければいけないということで、その辺は当初よりも金額が増える

というふうに想定しております。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第148号中建設部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、建設分科会建設部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            それでは、そのように取り計らいます。  
                         これをもって、令和元年12月定例会の予算  
                         決算委員会建設分科会を閉会いたします。

令和元年12月定例会  
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 岡 部 享

署名委員 五 本 幸 正